

委員会に関する考え方のまとめ(第21回懇話会)

委員名	提案する委員会の形態	発言内容
竹村		<ul style="list-style-type: none"> ・参画・協働の推進のどこの段階に当てはまるのかをまず考える必要がある。市民委員会は、実行段階よりも企画段階の部分に当てはまるものなのだろう。 ・自治会組織や地域コミュニティ組織が市の全域をカバーしてしっかりと確立されているため、今ある組織が市民委員会の役割を果たすことができるかもしれない
勝	条例に関する委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・この自治条例の精神にのっとり、行政運営が進められているかどうかをチェックする委員会を設置 ・市民参加の具体的な方法については、この自治条例のもとに、市民参加条例などを制定して、その中でもっと細かいところを考えていくべき ・市の総合的なことは、それぞれの得意分野で市民が参加していくようなしくみを目指していくべき
有働		<ul style="list-style-type: none"> ・市内には、自治会が111団体、コミュニティ委員会が8団体あり、相互に連携し、市の全域をカバーしているため、意見を聞く場としてコミュニティ委員会を活用することは十分に考えられる ・しかし、その活用を条文にどのように盛り込んでいくかを考えると、自治条例ではなく、そのもとに整備していく条例に位置づけるべき
高荷	条例に関する委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に関する検討組織として委員会を置けばいいのではないか ・(市民委員会は)自治基本条例の下の条例を体系化していく中で個別条例として整備していくべき ・今ある法令の中でどこまで規定できるかをきちんと考えないといけない
田中(正)		<ul style="list-style-type: none"> ・形式論よりも目的論をしないといけないのではないか ・市長の諮問事項を検討するだけでいいのか、または何を協議するのか、その必要性から考えるべきだ
浅野		<ul style="list-style-type: none"> ・新しい北本を作っていくという考え方からすると、既存の団体よりも若い人たちの意見を反映できるような新しい組織をつくった方がいい
北村	予算の編成過程などを審議する委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、議会に次ぐ第3局として市民委員会を位置付け、予算の編成過程などに市民が参画することにより、市民は参加したからには結果責任も持つのだという認識になる
関山		<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが主役ということと、間接民主主義制度の中で市民が参画する一つの姿として、市民委員会は何らかの形で設置すべきものではないか
田中(昭)	条例に関する委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・自治条例に関することを扱う委員会という位置付けでいい ・自治やコミュニティの関連の方で新たな条例を別途作っていくべきではないか
堀越	条例に関する委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例に関することのみを扱うべきではないか ・現状で自治会にそれを担えというのも無理だ。自治会は任意団体であって、区長制度とは別のも。その整理も必要。 ・条例の監視委員会のようなものをつくってその他のことはまた、別に考えた方がいい
加藤(信)	条例に関する委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に関することを扱う委員会の設置を盛り込めばいい
加藤(一)	条例に関する委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・条例を運営していくうえで、市民がそれをチェックしていくことは必要だと思う ・審議会としての位置付けがいいのではないか ・市民参加の担保に関するものは別に考えていく必要があると思う
細井		<ul style="list-style-type: none"> ・検証や見直しは必要な項目。 ・章分けをすることによって、この条例をどうするのか、必要なものは何なのかが関連して出てくるように思う。 ・条例をどうしたら一人ひとりが自分のものとして考えられるかを検討していく必要がある。 ・住民が主となるということが定められたらと思う
阿久井	条例に関する委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に関することを扱う委員会を設置するのがいい